

危険ドラッグへの規制がより強化されました！(平成26年12月17日より)

危険ドラッグとは

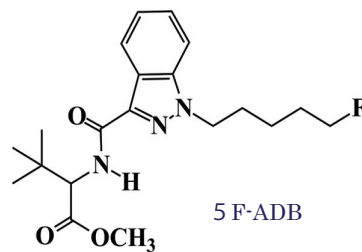
「危険ドラッグ」とは、「麻薬」に類似する物質を含み、多幸感や快感を高め、幻覚作用などを得る目的で使用する製品の総称で、主にインターネット、アダルトショップで販売されています。

「危険ドラッグ」の多くは医薬品医療機器等法（以下、「本法」という。）上の「指定薬物」を含み、なかには「麻薬」を含むものもあります。また、これらを含んでいなくても、その作用から「無許可医薬品」と判断されます。

なお、「法の網にかからない」という誤解から「脱法（合法）ドラッグ」と呼ばれ、その後、「違法ドラッグ」とも言われましたが、H26年7月22日より「危険ドラッグ」の呼称に変更されています。

「本法」では、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を「精神毒性」として、その毒性を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を「指定薬物」として、医療等の用途に供する場合を除き、その輸入、製造、販売、所持、使用は禁止されています。その疑いのある物も同様です。販売行為の中には広告も含まれ、ネットでの「危険ドラッグ」の広告も、削除要請ができることになりました。

代表的な薬物の構造式



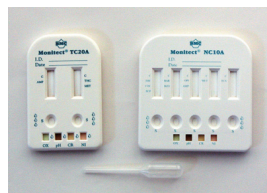
2週間あまりで、1都4県で9名が死亡した疑いがある合成カンナビノイド

薬物検査キットによる乱用薬物の検出

体外診断用医薬品等として、未知の物質は判断できませんが、多くの薬物では検査キットがあり、尿中の乱用薬物を簡単かつ迅速（15分程度）に調べることができます。

※ 検査キットはスクリーニング検査です。擬陽性・陽性を示した場合は確定試験を行う必要があります。

市販の尿中の乱用薬物検出キット



製品名（販売元）	測定項目
TriageDOA（シズメックス）	乱用薬物 8 項目
AccuSign（関東化学）	覚醒剤
Monitox TC20A（モニテクト）	大麻、覚醒剤
Instant View（TFB）	乱用薬物 6 項目

<注意> 陽性、擬陽性の場合は確定試験を行い判断すること

確定試験は、ガスクロマトマススペクトロメトリや液体クロマトマススペクトロメトリを用い、薬物あるいはその代謝物のマススペクトルを確認し、確定する。麻薬や指定薬物に該当しない新規の薬物の場合は、厚生労働省監視指導・麻薬課に相談が必要である。

トライエージによる尿中からの薬物の検出



サンプル反応後のトライエージ・トライエージ（左：陰性例 / 右：陽性例）

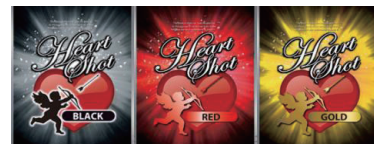
記号	検出項目名	最低検出度
PCP	フェンシクリジン類	25ng/mL
BZO	ベンゾジアゼピン類	300ng/mL
COC	コカイン系麻薬	300ng/mL
AMP	覚醒剤	1000ng/mL
THC	大麻	50ng/mL
OPI	モルヒネ系麻薬	300ng/mL
BAR	バルビツール酸系	300ng/mL
TCA	三環系抗うつ剤	1000ng/mL

AMP(+) = 患者尿から覚醒剤を検出

法規制の強化、乱用者にも規制拡大！

「危険ドラッグはゼットアイに、持たない！もらわない！買わない！使わない！」

「本法」の一部改正（H26.12.17施行）により、厚生労働大臣が「指定薬物と同等以上に有害な疑い」があると認めた場合、その販売禁止や広告中止等を命令することになり、新たな危険ドラッグが発見された場合、その製品だけでなく、それと同様の製品についても、指定薬物の指定を待たずに製造・販売などを禁止することができ、その後の検査・分析を経て指定薬物に指定されれば、改めて、さらに厳しく規制されることになりました。



<致死率が高い強力な危険ドラッグ例（5 F-ADBを含む）>

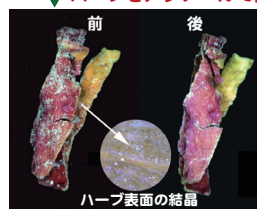
様々な形態で販売される危険ドラッグ

ハーブ系薬物



合成カンナビノイドの結晶をハーブに入れて販売

ハーブをメタノールで洗うと...



ハーブ表面の結晶



アロマ系薬物



アロマ用の瓶剤

花模様図形剤（お香と表示）



注意

本製品はアロマテラピーとして販売されており、アロマテラピーとしてのみ使用して下さい。それ以外の目的で使用された場合の責任には応じられません。乳幼児の手の届かないところに保管して下さい。

γ-ヒドロキシ酪酸

麻酔薬として使用されていたが麻薬指定されていた。特にアルコールと併用すると呼吸抑制及び死につながる恐れがあり極めて危険です。

植物系薬物



化学物質を含む植物粉末



サルビア製品（指定薬物）



幻覚作用を持つ植物粉末を含む



マオウ粉末を含む

試薬系薬物



試薬として販売された粉末・液体

ビデオクリーナー系薬物



有機溶剤（主に亜硝酸イソブチル）

飲食物系薬物



シロップ様溶剤 ラムネ様錠剤



健康食品様のカプセル剤



健康食品様の錠剤



図形物含有液剤 医薬品（エフェドリン塩酸塩）を多量に含有



果実シロップの各種液剤



コカを期待させるキャンディ



アルコールや薬物の影響で正常な運転に支障が生じる恐れのある状態での悪質・危険運転に対する罰則がより厳しくなりました。（自動車運転致死傷行為処罰法）

その他の薬物



バスソルトとして販売